

古代における天皇大葬管掌司について

榊佳子

Officials Who Took Part in Funeral Rites in the Ancient Period
SAKAKI Keiko

はじめに

- ① 七世紀までの喪葬儀礼
- ② 葬司の設置と役割
- ③ 葬司の任命について
- ④ 土師氏の職掌の変遷
おわりに

【論文要旨】

日本古代の喪葬儀礼は七世紀から八世紀にかけて大きく変化した。そして喪葬儀礼に供奉する役割も、持統大葬以降は四等官制に基づく装束司・山作司などの葬司が臨時に任命されるようになった。葬司の任命に関しては、特定の氏族に任命が集中する傾向があり、諸王・藤原朝臣・石川朝臣・大伴宿禰・石上朝臣・紀朝臣・多治比真人・佐伯宿禰・阿倍朝臣が葬司に頻繁に任命されていた。

これらの氏族が何故頻繁に葬司に任命されていたか、その理由を検討すると、諸王や真人姓などの皇親氏族の場合、天皇の親族であることが任命される理由であり、藤原氏も当初は葬司への任命はあまりなかったものの、天皇外戚になったことから重用されるようになったと考えられる。

その他の氏族は、もともと食膳奉仕や宮城守衛などの職掌を担っていた氏族であり、さらに天皇の殯宮にても同様に食膳奉仕や殯宮守衛を行っていたことが、葬司任命につながったものと思われる。つまり葬司は喪葬儀礼の変化の中で新たに設けられたものであったものの、その任命に当たっては実際には以前からの喪葬儀礼の影響を強く受けたものであった。

なお喪葬儀礼専掌氏族として有名な土師氏は、葬司にはほとんど任命されていなかったが、実際には六世紀後半以降、天皇の殯を管掌する役割を担っており、八世紀を通じて遺体に食膳を献上するなどの奉仕を行っていた。

はじめに

日本古代の喪葬儀礼を明らかにしようとすることは、史料が少ないこともあって非常に難しい。十世紀以降になれば、『小右記』などの古記録の記述から、天皇大葬のみならず貴族の喪葬儀礼についても、おおよその詳細がうかがえるようになるが、それ以前については、正史に天皇の喪葬儀礼に関する記述が見えるものの断片的であり、その全体像をつかむことは困難である。

しかし断片的な記録ではあるものの、七世紀から八世紀にかけて喪葬儀礼が大きく変化したことは見て取れる。例えば、火葬の導入、崩御から埋葬までの時間の短縮化と殯宮の不設置、などが挙げられよう。

七世紀から八世紀と言えば、律令制の導入によって政治・社会制度などが大きな変革を遂げた時期である。これに呼応するかのようには喪葬儀礼も変化していることは、喪葬儀礼も少なからず律令制の影響を受けたものと考えられる。

二〇〇六年十一月に中華書局より『天一閣藏 明鈔本天聖令校證 附唐令復原研究』が刊行されたことにより、唐喪葬令の全容がほぼ明らかになった。⁽¹⁾『天聖令』喪葬令と養老喪葬令を比較すると、養老令は基本的に唐令を参照して作られたと出ることが出来る。だが例えば養老喪葬令第4条の百官在職条に規定されている「監護喪事」が、唐令では喪葬儀礼の監督を意味していることに対し、日本では天皇大葬時に任命される「装束司」「山作司」などからなる葬司⁽³⁾と同様の役割を果たしていたという指摘もあるように、日本の喪葬儀礼は唐の影響を受けながらも、日本独自の発展を遂げていった。

中でも上記の天皇大葬時の葬司の任命は、日本の喪葬儀礼の独自性を示す大きな特徴の一つである。中国唐代の皇帝喪葬儀礼については、

『通典』収載の『大唐元陵儀注』にその様子をうかがうことができるが、それによれば喪葬儀礼全体を管掌する役割として礼儀使が臨時に任命されるものの、その他儀礼を執り行う為に必要な様々な調度の準備や儀礼の執行については、例えば死者の衣を着せ換える儀式である「小斂」において死者である皇帝に着せる衣は尚衣局が準備する⁽⁶⁾など、そのほとんどは令制官司が事に当たっている。一方日本では、詳しくは後述するが、調度の調達は装束司が行うなど、準備のほとんどは臨時に任命された葬司が行っていたようである。

葬司任命の初見は『続日本紀』大宝二年(七〇二)の持統太上天皇崩御時である。それ以前の天皇大葬記事は『日本書紀』のものであり、史料の違いもあって断言はできないものの、おそらく葬司任命は持統崩御時に初めて行われたもの⁽⁷⁾と考える。なお葬司は四等官制であったことが、持統大葬時の葬司任命記事などからうかがうことができる。⁽⁸⁾すなわち葬司は七〜八世紀にかけての喪葬儀礼変革期に、律令制の影響を受けて新たに創始されたものでありながら、日本の独自性を色濃く反映したものであるといえよう。そこで本稿では、喪葬儀礼に携わる役が、儀礼の変化によってどのように代わっていったのかを確認することで、葬司という臨時官司を生み出した、日本の喪葬儀礼の特質を探っていききたい。なお葬司の任命に関しては、大宝二年以降古代を通じて確認できるものの、本稿では特に、七〜八世紀の喪葬儀礼の変化が葬司の選出にどう影響したかを明らかにせんことを主たる目的とするため、『日本書紀』『続日本紀』を基本史料とすることを、ご了承いただきたい。

●七世紀までの喪葬儀礼

七世紀までの喪葬儀礼の最大の特徴は殯(モガリ)の儀礼である。天皇が崩御するとすぐに殯宮が作られ、殯宮に遺体が安置される。そして

遺体が埋葬されるまで数ヶ月から長い場合には数年間、殯宮内及び殯庭にて、種々の儀礼が行われる。これらの殯儀礼については、和田萃氏によつて詳しい検討がなされている⁽⁹⁾。以下、和田氏の論考に依拠しながら、殯宮内・殯庭それぞれの儀礼を概観し、合わせてそれらの儀礼に携わる氏族・官司を確認していく。

1. 殯宮内儀礼

殯宮内には亡き天皇の皇后・皇女・従女など、肉親・近親者の女性が籠もつた他、遊部が供奉していたことが、『令集解』喪葬令第8条親王一品条古記にみえる。古記は遊部の祖先伝承として以下の話を載せる。遊部は生目天皇（垂仁）の苗裔であるが、もとは伊賀比自支和氣が殯に供奉していた。供奉の様子は、禰義と余比と呼ばれる二名が刀と戈を持ち、酒食を献上していたが、長谷天皇（雄略）の崩御時に比自支和氣氏がその女を除いて途絶えてしまい、御食を奉らなかつたところ、「阿良備多麻比（あらびたまひ）」た。そこで女の夫である生目天皇の庶子である円目王が、妻に代わつて供奉するようになり、これによつて長谷天皇は「和平給」いた。時に天皇が「自今日以後、手足毛成八束毛遊」と詔したので、これが遊部君の名の由来となつたという。

この伝承によれば遊部の職掌は、亡き天皇の遺体に刀と戈を持って供奉すること、酒食の献上、そして「禰義等申辞、輒不使知人也」とあることから、殯宮内で内密に唱えられる呪詞のようなのを操つたと思われる。このうち特に酒食の献上が死者を慰撫する上で非常に重要な意味を持っていたことが、古記の伝承からうかがえよう。

『日本書紀』神代紀第九段には、天稚彦の喪屋に侍る、持傾頭者（きさりもち）・持箒者（ははきもち）・舂女（つきめ）・尸者（ものまさ）・哭者（なきめ）・造綿者（わたつくり）・穴人者（ししひと）などが「八日八夜、啼哭悲歌」とあるが、これらも殯宮内での奉仕の内容を表して

いるものと考えられる。尸者は死者の生前の姿を模倣し、死者になりかわつて奉仕を受けるもの、舂女・穴人者はその尸者に供する食物を加工・調理するもの、哭者は慟哭儀礼を行うものであつたと推察され、実際の喪葬儀礼にはこうした役割を遊部が担つていたものと思われる。

また『日本書紀』用明元年（五八六）五月条には、敏達天皇殯宮内に籠もる炊屋姫皇后を姦さんと殯宮に押し入ろうとした穴穂部皇子を、敏達寵臣であつた三輪君逆が止めたことが書かれている。三輪君逆はこれより先、敏達天皇の殯宮を建てた際に、隼人に殯庭を守らせている⁽¹⁰⁾。ここから殯宮内には上述の近親女性や遊部といった殯宮内で供奉する人々の他は入れなかつたこと、殯宮を護衛する役割の者がいたことがうかがえる。

2. 殯庭儀礼

上記のように殯宮内では、閉ざされた空間の中で天皇の遺体に対する奉仕が行われていたが、一方殯宮の外の庭でも様々な儀礼が執り行われた。殯庭での儀礼については、天武天皇が崩御してから埋葬されるまでの二年二ヶ月の間の儀礼の様子が『日本書紀』に詳述されている⁽¹¹⁾。天武天皇の殯庭では孝哀（発哀・哭）、奠、誄、歌舞、御陰などが行われている。中でも孝哀と誄が殯庭儀礼の主要なもので、繰り返し行われている。

誄は「しのひこと」と呼ばれるように、本来は死者をしのぶために行われたものと思われるが、『日本書紀』にみえる誄の用例を見ると、死者および殯庭に集う人々に対し自らの忠誠心や政治姿勢を表明する手段でもあつた。誄を奏上するのは、当初は皇子などの近親者および大臣・大連などの執政者であつたが、官司制の発達により奏上者も多様化していった。天武殯庭での誄は、律令官制に基づき、各官司の長官が誄を奉つている。

そして埋葬前には、最後の儀礼として騰極（日嗣）次第が読み上げられる。日嗣の誄は皇統譜を読み上げるものであり、舒明天皇の時には息長山田公が、天武天皇の時には当麻真人智徳が奏上した⁽¹²⁾。息長氏は応神天皇皇子若野毛二俣王の子意富富杼王の後と伝えられ⁽¹³⁾、当麻氏は用明天皇皇子麻呂子皇子が先祖であると伝えられるように⁽¹⁴⁾、両者ともに天皇の系譜に連なるものであった。特に息長山田公の場合には、舒明天皇の和風諡号が「息長足日廣額天皇」（傍線筆者）であることから、舒明と密接な関係にあった可能性もある。

挙哀は声を発して哀情を表す礼で、殯の期間中頻繁に行われている。通常は会喪者によって行われるが、天武大葬の際には僧尼が挙哀を行う例が見える。

奠は食膳を意味し、天武殯宮には殯宮が設けられてすぐの朱鳥元年（六八六）九月二十七日⁽¹⁵⁾や持統元年（六八七）元日⁽¹⁶⁾など、節目に進上されていたことが確認できる。持統元年正月に奠を奉ったのは奉膳紀朝臣真人らであったことから、おそらくは生前天皇が食していたものと同様のものが用意されたと思われるが、和田氏は通常の天皇の食事とは異なり、忌火の火を用いて調理されたものであろうと推測されている⁽¹⁷⁾。その他には、八月に「嘗」が奉られている⁽¹⁸⁾。「嘗」は「御青飯」と呼ばれていること⁽¹⁹⁾や八月という時期から、新穀を奉る儀式であったものと考えられる。

御陰は花縵を殯宮に進上する儀礼である。花縵は仏前を飾る道具である花縵を指すかとは思われるものの、詳細は不明である。

ここまで、喪葬儀礼を構成する各要素とそれに従事する人々を確認してきたが、喪葬儀礼全体を管掌する役割には誰が当たったのであろうか。例えば山陵の築造については、天武天皇の山陵築造にあたり皇太子草壁皇子が、公卿・百寮人等・諸国司・国造・百姓男女を率いて山陵築造を

開始したことがみられる⁽²⁰⁾。

また、殯宮儀礼に関しては、孝徳天皇が崩御した際、殯を南庭に起て百舌鳥土師連土徳を殯宮の事に主らしめたという記事がみえる⁽²¹⁾。土師氏が天皇の喪葬を掌ったという記事は、この一件のみであるものの、その他に推古十一年（六〇三）には来目皇子の「殯事」を、皇極二年（六四三）には吉備嶋皇祖母命の「喪」を掌るなど⁽²³⁾、皇親の「殯」「喪」を管掌していたことが確認できる。土師氏といえば垂仁紀の埴輪の起源説話が有名であるが、この起源説話は土師氏が埴輪製作をつかさどるようになった由来を述べるのみならず、「主天皇帝喪葬之縁也」と土師氏が天皇の喪葬をつかさどるようになった由来譚としても記されている。

土師氏は垂仁紀が語る如く、本来は古墳に並べる埴輪製作を事とした氏族であった⁽²²⁾。畿内では六世紀後半になると埴輪が作られなくなるが、記録上に土師氏が天皇及び皇族の殯を掌った記事が現れるようになるのも、ちょうどこの頃である。さらにこの前後から土師氏が蘇我氏と関係する記事が増えることから、土師氏と蘇我氏の関係が指摘されている⁽²⁶⁾。古墳に埴輪が用いられなくなるにあたって、氏族の生き残る道を模索した土師氏が、蘇我氏との結び付きをてこにして、喪葬儀礼全般、特に殯の儀礼を管掌するようになっていったと考えられている⁽²⁷⁾。

以上、七世紀までの喪葬儀礼及び儀礼に携わる人々・氏族を概観してみた。断片的ではあるもの、おおよそどのような儀礼が行われ、どのような人々がどのように関わるかを見て取ることが出来たのではないだろうか。次節では持統大葬以降に行われた葬司の任命についてみていくが、その際に七世紀までの喪葬儀礼との関係性の有無に留意しながら、検討を進めていく。

表1 天皇・皇后等大葬葬司一覧

持統太上天皇・大宝二年十二月乙卯・同三年十月丁卯条(統紀巻二・三)

官司	位階	官職	任官者名
作殯官司	二品		穗積親王
	従四位上		犬上王
	正五位下		路真人大人
	従五位下		佐伯宿祢百足
造大殿垣司	従五位下		黄文連本実
	三品		刑部親王
	従四位下		広瀬王
	従五位上		引田朝臣宿奈麻呂
御装長官	従五位下		民忌寸比良夫
	二品		穗積親王
	御装副長官	従四位下	広瀬王
造御竈長官	正五位下		石川朝臣宮麻呂
	従五位下		猪名真人大村
	四品		志紀親王
造御竈副長官	従四位上		息長王
	正五位上		高橋朝臣笠間
	正五位下		土師宿祢馬手

文武天皇・慶雲四年六月壬午・同年十月丁卯条(統紀巻三)

殯宮供奉	三品		志紀親王
	正四位下		犬上王
	正四位上		小野朝臣毛野
	従五位上		佐伯宿祢百足
	従五位上		黄文連本実
造御竈司	二品		新田部親王
	従四位上		阿倍朝臣宿奈麻呂
	従四位下		佐伯宿祢太麻呂
	従五位下		紀朝臣男人
造山陵司	正四位下		下毛野朝臣古麻呂
	正五位上		土師宿祢馬手
	正五位下		民忌寸比良夫
	従五位上		石上朝臣豊庭
	従五位下		藤原朝臣房前
御装司	従五位上		犬上王
	従五位上		采女朝臣枚夫
	従五位上		多治比真人三宅麻呂
	従五位下		黄文連本実
	従五位下		米多君北助

元明太上天皇・養老五年十二月庚辰条(統紀巻八)

行御装束事	従二位		長屋王
	従三位		藤原朝臣武智麻呂
供営陵事	従三位		大伴宿祢旅人

元正太上天皇・天平二十年四月辛酉条(統紀巻十七)

御装束司	従三位		智努王
	従三位		石上朝臣乙麻呂
	従四位上		黄文王
	従四位下		大市王
	正四位上		紀朝臣麻呂
	従四位下		藤原朝臣八東
山作司	従三位		三原王
	従四位上		石川王
	従四位上		遣祖王
	従四位下		紀朝臣飯麻呂
養役夫司	従四位下		吉備朝臣真備
	従五位上		阿倍朝臣嶋麻呂
	外従五位下		丹比間人宿祢若麻呂

② 葬司の設置と役割

『続日本紀』によれば、持統太上天皇以降の各天皇及び皇后・皇太后の大葬において、臨時官司である葬司が任命されている。各大葬時に設置された葬司及び任命された人物については、表1をご参照いただきたい。

まずは葬司としてどのような官司が設置されたか、確認していく。

持統・文武の大葬の際には、崩御直後と埋葬前の二度にわたり葬司が任命されているが、持統崩御時に設置された作殯官司・造大殿垣司はいずれも殯宮設営に当たる官司であり、文武崩御時の殯宮供奉も同様の役

割であったと考えられる。殯宮設営に関わる官司は、文武大葬を最後にみられなくなるが、これは元明以降殯宮が設けられなくなった為である。元明以降、崩御から埋葬までの期間は著しく短縮され、一週間前後から長くても二十日以内で埋葬されるようになるため、長期間遺体を安置するための殯宮が必要なくなったのである。

一方、この時期から新たに行われるようになった儀礼と密接な関係にあるのが、造御竈司である。これは火葬のための竈を造る司であり、持統・文武大葬時の埋葬直前に任命されていた。

歴代天皇大葬を通じて設置される司に、装束司(御装司・御装束司・御葬司)と山作司(造山陵司・造山司・作山陵司)がある。²⁸⁾このうち山作司は読んで字の如く、遺体を埋葬する山陵を築造する官司であるが、

表1 天皇・皇后等大葬葬司一覽

称徳天皇・宝龜元年八月癸巳・同月丙午条(統紀卷三十)

御装束司	從三位	文室真人大市
	從三位	高麗朝臣福信
	從三位	藤原朝臣宿奈麻呂
	從三位	藤原朝臣魚名
	從四位下	藤原朝臣楓麻呂
	從四位下	藤原朝臣家依
	正五位下	葛井連道依
	正五位下	石川朝臣垣守
	從五位下	太朝臣犬養
	從五位下	石川朝臣豐成
作山陵司	從三位	奈癸王
	從五位上	田中朝臣多太麻呂
	正四位下	佐伯宿祢今毛人
	從四位上	安倍朝臣毛人
	從四位下	安倍朝臣淨成
	從五位上	小野朝臣石根
作路司	從五位下	石川朝臣豊人
	外從五位下	高松連笠麻呂
養役夫司	外從五位下	佐太忌寸味村
	外從五位下	秦忌寸真成
御前次第司	從三位	藤原朝臣魚名
	從五位下	桑原王
御後次第司	從四位下	藤原朝臣繼繩
	從五位下	大伴宿祢不破麻呂

光仁上天皇・天應元年十二月丁未条(統紀卷三十六)

御装束司	正三位	藤原朝臣小黒麻呂
	從三位	藤原朝臣家依
	從三位	大伴宿祢伯麻呂
	從四位上	石川朝臣名足
	從四位下	淡海真人三船
	從四位下	豊野真人奄智
	正五位下	葛井連道依
	正五位下	紀朝臣鱗麻呂
	從五位下	文室真人真老
	從五位下	文室真人与企
	從五位下	文室真人於保
	從五位下	紀朝臣作良
	從五位下	紀朝臣本
	外從五位下	上毛野公大川
	山作司	從三位
從三位		高倉朝臣福信
從四位下		吉備朝臣泉
從四位下		石川朝臣豊人
正五位下		大神朝臣末足
正五位下		紀朝臣犬養
從五位下		文室真人高嶋
從五位下		文室真人子老
從五位下		紀朝臣繼成
從五位下		多治比真人浜成
養役夫司	從五位下	県犬養宿祢堅魚麻呂
	外從五位下	柴井宿祢道形
作方相司	從四位下	石川朝臣垣守
	從五位下	文室真人八嶋
作路司	從五位下	文室真人忍坂麻呂
	從五位下	多治比真人乙安

大皇太后藤原宮子・天平勝宝六年七月癸丑条(統紀卷十九)

御装束司	正一位	橘朝臣諸兄
	從三位	文室真人珍努
	從三位	紀朝臣麻路
	從四位下	安宿王
	從五位下	厚見王
	從四位下	多治比真人国人
	從五位下	多治比真人木人
	從五位下	紀朝臣男楯
	從五位下	阿倍朝臣毛人
	從五位下	石川朝臣豊成
造山司	外從五位下	文忌寸上麻呂
	從二位	藤原朝臣豊成
	從三位	多治比真人広足
	從三位	藤原朝臣永手
	從四位上	池田王
	正四位下	大伴宿祢古麻呂
	從四位上	文室真人大市
	正五位上	佐伯宿祢今毛人
	從五位上	県犬養宿祢古麻呂
	從五位上	紀朝臣広名
從五位上	粟田朝臣人成	

聖武上天皇・天平勝宝八歳五月丙辰条(統紀卷十九)

御装束司	從二位	藤原朝臣豊成	
	從三位	文室真人珍努	
	從三位	藤原朝臣永手	
	正四位下	安宿王	
	從四位上	黄文王	
	正四位下	橘朝臣奈良麻呂	
	從四位下	多治比真人国人	
	從五位下	石川朝臣豊成	
	山作司	從三位	多治比真人広足
		從三位	百濟王敬福
正四位下		塩焼王	
從四位下		山背王	
正四位下		大伴宿祢古麻呂	
從四位上		高麗朝臣福信	
正五位上		佐伯宿祢今毛人	
從五位下		小野朝臣垣守	
從五位下		大伴宿祢伯麻呂	
造方相司		外從五位下	大藏忌寸麻呂
養役夫司	從五位下	佐味朝臣広麻呂	
	從五位下	佐々貴山君親人	

光明皇后・天平宝字四年六月乙丑条(統紀卷二十二)

装束司	三品	船親王	
	從三位	藤原朝臣永手	
	從三位	藤原朝臣弟貞	
	從四位上	藤原朝臣御楯	
	從四位下	安倍朝臣嶋麻呂	
	從四位下	藤原惠美朝臣久須麻呂	
	山作司	三品	池田親王
		從三位	白壁王
		從三位	文室真人智努
		從三位	氷上真人塩焼
正五位下		市原王	
正四位上		坂上忌寸犬養	
從四位下		佐伯宿祢今毛人	
從四位下		岡真人和氣	
養民司		從五位下	大藏忌寸麻呂
		外從五位下	上毛野公真人
前後次第司	從三位	氷上真人塩焼	
	從三位	白壁王	
	正五位下	石川朝臣豊成	
	從五位下	大原真人繼麻呂	

表1 天皇・皇后等大葬管掌司一覽

桓武天皇・大同元年三月壬午条(後紀卷十三)

御装束司	正三位	藤原朝臣雄友
	從三位	藤原朝臣内麻呂
	從三位	藤原朝臣葛野麻呂
	從四位上	五百枝王
	正四位下	藤原朝臣繩主
	從四位上	藤原朝臣園人
	正五位下	御長真人広岳
	從五位上	藤原朝臣繼彦
	從五位上	石川朝臣河主
	從五位下	池田朝臣春野
	從五位下	藤原朝臣永貞
	從五位下	紀朝臣咋麻呂
	從五位下	息長真人家成
	山作司	從三位
從三位		紀朝臣勝長
從四位上		吉備朝臣泉
從四位下		藤原朝臣仲成
從四位下		文室真人八太麻呂
正五位下		藤原朝臣黒麻呂
正五位下		布勢朝臣尾張麻呂
從五位上		淡海真人福良麻呂
從五位下		路真人年繼
從五位下		田口朝臣息繼
養役夫司	從五位下	田中朝臣八月麻呂
	從五位下	安倍朝臣益成
作方相司	從五位下	秦宿祢都伎麻呂
	外從五位下	大野朝臣直雄
作路司	正五位上	大野朝臣直雄
	從五位下	百濟王教俊

皇太后高野新笠・延暦八年十二月丙申条(統紀卷四十)

御葬司	從二位	大納言	藤原朝臣繼繩
	正四位上	參議彈正尹	神王
	正五位上	備前守	当麻王
	從五位上	散位	氣多王
	從五位下	内礼正	広上王
	正四位下	參議左大弁	紀朝臣古佐美
	從四位下	宮内卿	石上朝臣家成
	從四位下	右京大夫	藤原朝臣菅繼
	正五位下	右中弁	文室真人与企
	從五位上	治部大輔	藤原朝臣黒麻呂
	從五位上	散位	桑原公足床
	從五位下	出雲守	紀朝臣兄原
	外從五位下	雅楽助	息長真人淨繼
	外從五位下	大炊助	中臣栗原連子公
山作司	正三位	中納言	藤原朝臣小黒麻呂
	正四位下	參議治部卿	尙志濃王
	從五位上	阿波守	小倉王
	從五位下	散位	大庭王
	正五位下	散位	藤原朝臣真友
	從五位上	因幡守	文室真人忍坂麻呂
	從五位上	但馬介	文室真人久賀麻呂
	從五位上	左少弁	阿倍朝臣弟当
	從五位下	彈正弼	文室真人八嶋
	從五位下	信濃介	多治比真人賀知
養民司	從五位下	信濃介	多治比真人賀知
	外從五位下	安藝介	林連浦海
作路司	從五位下	左衛士佐	巨勢朝臣嶋人
	從五位下	丹波介	丹比宿祢真淨

淳和太上天皇・承和七年五月癸未条(統後紀卷九)

裝束司	正三位	藤原朝臣吉野
	從三位	源朝臣定
	正四位下	三原朝臣春上
	正四位下	源朝臣弘
	從四位上	藤原朝臣衛
	從四位下	紀朝臣長江
	正五位下	藤原朝臣輔嗣
	正五位下	藤原朝臣嗣宗
	外從五位下	清内宿祢御園
	山作司	正三位
從三位		藤原朝臣繼業
從四位上		文室朝臣秋津
從四位上		源朝臣明
從四位上		源朝臣寛
從四位下		和氣朝臣仲世
從五位下		林朝臣常繼
從五位下		岑成王
養役夫司	從四位下	岑成王
	從五位下	広宗宿祢糸繼
作路司	從五位下	近棟王
	外從五位下	秦宿祢真仲
御前次第長官	正三位	藤原朝臣愛発
御前次第次官	從五位上	藤原朝臣宗成
御後次第長官	從四位上	文室朝臣秋津
御後次第次官	從四位下	文室朝臣名繼

皇后藤原乙牟漏・延暦九年閏三月丁丑条(統紀卷四十)

御葬司	從二位		藤原朝臣繼繩
	正四位上		神王
	從四位下		当麻王
	從五位上		氣多王
	從五位下		広上王
	正四位上		紀朝臣古佐美
	從四位下		石上朝臣家成
	從四位下		藤原朝臣雄友
	從四位下		藤原朝臣内麻呂
	正五位下		文室真人那保企
	從五位上		藤原朝臣黒麻呂
	從五位上		桑原公足床
	從五位上		阿倍朝臣広津麻呂
	外從五位下		高篠連広浪
外從五位下		中臣栗原連子公	
山作司	正三位		藤原朝臣小黒麻呂
	正四位下		尙志濃王
	從五位下		大庭王
	從四位下		藤原朝臣菅繼
	從四位下		文室真人高嶋
	正五位下		文室真人八多麻呂
	正五位下		藤原朝臣真友
	從五位下		文室真人八嶋
	從五位下		藤原朝臣真鸞
	從五位下		藤原朝臣真鸞
養民司	從五位下		多治比真人賀智
	外從五位下		林連浦海
作路司	從五位下		巨勢朝臣嶋人
	從五位下		丹比宿祢真淨

表1 天皇・皇后等大葬葬司一覧

仁明天皇・嘉祥三年三月庚子条(文実卷一)

装束司	従三位	中納言	源朝臣弘
	従三位	権中納言	橘朝臣峯繼
	従四位下	参議	伴宿祢善男
	従四位上	散位	源朝臣生
	従四位下	彈正大弼	清原真人長田
	従四位下	左中弁	清原真人岑成
	従五位上	左近衛少将	良岑朝臣宗貞
	従五位上	大藏大輔	藤原朝臣貞本
	外従五位下	大外記	朝原宿祢良道
	山作司	従三位	中納言
	従三位	大藏卿	平朝臣高棟
	従四位上	参議	藤原朝臣助
	従四位下	散位	正躬王
	従四位上	右京大夫	源朝臣寛
	従四位下	木工頭	興世朝臣書主
	従五位下	散位	文室朝臣笠科
	従五位下	勘解由次官	山代宿祢氏益
補山作司	従三位	中納言	安倍朝臣安仁
	従五位下	散位	藤原朝臣正岑
	従五位下	散位	山口朝臣春方
養役夫司	従四位下	前丹波守	滋野朝臣貞雄
	従五位下	宮内少輔	橘朝臣伴雄
作路司	従四位下	山城守	茂世王
	従五位上	右京亮	橘朝臣枝主
前次第長官	従三位	中納言	源朝臣弘
前次第次官	従五位下	治部少輔	藤原朝臣松影
後次第長官	従四位上	参議宮内卿	滋野朝臣貞主
後次第次官	従五位下		橘朝臣永範

文徳天皇・天安二年八月二十七日乙卯条(三実卷一)

装束司	正三位	中納言	源朝臣定	
	従三位	参議中宮大夫	伴宿祢善男	
	従四位上	参議左兵衛督伊勢守	源朝臣多	
	従四位上	中務大輔	清原真人瀧雄	
	従四位下	民部大輔加賀守	藤原朝臣仲統	
	従四位下	勘解由長官左近衛中将右大弁讃岐守	藤原朝臣良繩	
	従五位下	左少弁	丹墀真人貞岑	
	従五位下	木工頭左衛門権佐	紀朝臣春枝	
	山作司	正三位	中納言	橘朝臣岑繼
		従三位	参議春宮大夫	平朝臣高棟
	従四位上	参議左大弁左衛門督伊予権守	藤原朝臣氏宗	
	正四位下	下野守	豊江王	
	従四位下	散位	茂世王	
	従四位上	越中守	源朝臣啓	
	従五位下	左京亮	朝原宿祢良道	
	従五位下	主計頭等博士木工権助	有宗宿祢益門	
養役夫司	従四位下	越中権守	房世王	
	従五位上	宮内大輔	橘朝臣貞雄	
	外従五位下	大炊頭	丸子連家繼	
作路司	従四位上	山城守	基兄王	
	従五位下	右京権亮	巨勢朝臣河守	
前次第長官	正三位	中納言	源朝臣弘	
前次第次官	従五位上	治部大輔	藤原朝臣本雄	
後次第長官	従四位上	参議左兵衛督伊勢守	源朝臣多	
後次第次官	従五位下	兵部少輔	源朝臣直	

装束司の職掌については、やや確認を要しよう。

装束司は持統・文武大葬にて、崩御直後ではなく埋葬前に任命されていることから、葬送に関わる官司であったと推察される。『大日本古文書』には、皇太后高野新笠の装束司に関連する文書が収載されているが、それは次のようなものである。²⁹⁾

曇院

被 御装束司左大弁紀朝臣(古佐美) 口宣稱、

牒「僧綱所、早速令進御装束司、但先障柱雇車進之、其賃料於
給、事有期限、不可闕怠者、今注状、故牒、

延暦八年(七八九)十二月卅日従六位上行少録山口忌寸

正六位上行少丞百濟王

この文書が出された二日前の十二月二十八日に高野新笠が崩御し、翌二十九日には葬司が任命されているが、その中に御葬司として紀古佐美も任命されている。この文書に出ている「障柱」は葬列、特に棺を隠すための移動用の屏障具である歩障として、「雇車」は棺もしくはその他の葬具を運ぶ車として用いられたものと思われるが、紀古佐美は御葬司任命後すぐにそれらを準備していたことになる。

また天皇・皇后の大葬の例ではないものの、天平七年(七三五)十一月廿日付の左京職符によれば、左京職が瑠璃玉四口を舎人親王の葬装束所に送るよう東市司に命じている。³⁰⁾ これらの史料から装束司の職掌は葬儀の装束・用度品の調達であったことが確認できよう。

養役夫司(養民司)は元正太上天皇の大葬以降にみられる官司である

が、これは畿内及びその周辺から陵墓造営のために差発された役夫に、食料を支給するために設置されたものと考えられている⁽³⁵⁾。

前後次第司は光明子の大葬を初見とし、行列の鹵簿を指揮する役割の官司である⁽³⁴⁾。作路司は称徳の大葬を初見とし、山陵までの葬列が通る道を整備する役割を担っていたものと思われる。これら葬列に関わる官司が次第に設置されるようになっていくことは、葬送が儀礼の中心となり、それに合わせて葬列が整えられていったことを示している⁽³⁵⁾。

その他には聖武・光仁大葬時に造方相司（作方相司）が任命されている。方相はもともと中国の葬列に随従していたもので、『周礼』⁽³⁶⁾などによれば、方相氏は葬列にあつては柩を先導し、墓穴では邪気を駆逐する職掌を担っていた⁽³⁷⁾。葬列が整備されていく過程で方相が用いられるようになっていくことは、あるいは唐の葬列を意識しながら葬列・葬儀が整備された可能性もあり得よう⁽³⁸⁾。

八世紀の天皇大葬時に設置された葬司は以上であるが、葬司の設置状況からも、八世紀の喪葬儀礼が、火葬が導入され、次いで殯宮が設けられなくなり、埋葬までの期間が短縮化することによって、葬列に儀礼の比重がかかるようになっていったという変化の過程を辿ることができよう。

③ 葬司の任命について

葬司の任命については、虎尾達哉氏の専論がある⁽³⁹⁾。虎尾氏は葬司任命にあたり故人の近親・侍臣といった要因が選定の基準とは考えられないこと、令制官司には治部省・諸陵寮⁽⁴⁰⁾・喪儀司といった喪葬関係官司があるにも関わらず、これらの官司の専当とはなっていないことが、同一人物が重任される傾向があることなどを指摘し、葬司の任命には経験者重用という任用基準の可能性や、さらに個々の官司・官職とは別に結集・

活動する官人集団の存在を想定されている。

まず経験者重用の可能性から考えてみたい。葬司の重任を詳細にみていくと、持統・文武大葬にあたっては崩御時と埋葬前の二度にわたって葬司が任命されていたが、穂積親王・広瀬王・犬上王等四名が、両度ともに任命されている。また葬司重任者の任官を追っていくと、例えば大市王（文室真人大市）は、装束司（元正）・山作司（宮子）・装束司（称徳）を歴任し、石川朝臣豊成は、装束司（宮子）・装束司（聖武）・前後次第司（光明）・山作司（称徳）を歴任している。これらはいずれも葬司の中でも異なる官司への重任例であるが、上述したように、葬司もそれぞれ職掌が異なっていたことを考えれば、やはり単に経験者が重用されたとは言いい切れない。

また虎尾氏は、親王・大臣等に派遣された「監護葬事」使者（以下、「監護使者」）の実態が天皇大葬の葬司と同様のものであり、葬司に重任された人物はまた、監護使者にも任命される傾向があることを指摘されているが、さらに視野を広げてみるとこれらの人々は弔使にも任命される傾向にあった（表2・表3参照）。弔使は天皇の詔を伝える宣詔、贈位官、贈贈物などのために喪家に派遣される使者である。これらも広い意味では葬儀に関わると言えるが、葬司・監護使者とは役割を異にする。この他、光仁改葬の「相山陵之地」に派遣された者や、高野新笠の周忌御齋会司に任命された者⁽⁴²⁾の中にも葬司に任命されている人物が散見される。

それではこれら葬司・監護使者・弔使等に重任された者たちが、当時優勢を誇っていた人物、あるいは氏族であったかという点、それもやや疑念がもたれる。表3は葬司・監護使者・弔使に複数回任命された人物の一覧である。三回以上任命される人物が多数いる中で、藤原氏で三回以上任命されている者は藤原継繩・藤原小黒麻呂・藤原永手のわずか三名にすぎない。また監護使者への藤原氏の任命が、延暦七年の藤原旅子

の葬儀まで確認できないことは留意すべきであろう。天平期以降藤原氏が勢力を誇っていく中で、葬司等の重任が意外に少ないという事実を、我々は重視すべきであろう。

では葬司任命の選定基準としては、他にどのようなものが想定できようか。ここでもう一度表3を見てみると、葬司等に重任される人物が、特定の氏族に集中していることに気がつくであろう。そこで表3を氏族別にまとめ直したものが表4である。この中で圧倒的に多いのは諸王（表対象期間中に賜姓された文室真人・水上真人を含む）、次いで藤原氏である。その他重任者を二名以上輩出している氏族を列挙すると、石川朝臣・大伴宿祢・石上朝臣・紀朝臣・多治比真人・佐伯宿祢・阿倍朝臣となる。

実は葬司任命がこれらの氏族に集中する傾向は、重任者だけに留まらない。表5は葬司・監護使者・弔使の氏族ごとの任命者数と、さらに重任者の存在を考慮してのべ人数をそれぞれまとめたものである。葬司・監護使者・弔使に合わせて五名以上が任命された氏族が、表4の重任者を多く輩出する氏族と佐伯宿祢を除いて合致する。ただし佐伯宿祢の場合、任命者自体は三名と少ないものの、そのうち二名は重任され、特に佐伯宿祢今毛人は葬司四回、監護使者三回、弔使一回の計八回任命されているため、のべ人数では十一名と上記氏族中でも上位に入る。

つまり葬司の任命においては、諸王・藤原朝臣・石川朝臣・大伴宿祢・石上朝臣・紀朝臣・多治比真人・佐伯宿祢・阿倍朝臣が、特に重用される傾向にあったと言えよう。それでは次に、何故これらの氏族が重用されたか、その理由を考えてみたい。

まず圧倒的に多いのは諸王である。諸王は他にも、文武三年（六九九）の山陵の修造のため、越智山陵に衣縫王・当麻真人国見・土師宿祢根麻呂・田中朝臣法麻呂が、山科山陵に大石王・粟田朝臣真人・土師宿祢馬手・小治田朝臣当麻が派遣され、天平六年（七三四）に起きた地震の後、

山陵検分のための使者に諸王・真人・土師宿祢が派遣されるなど、山陵修造・検分の際にも派遣されているが、これも広い意味で喪葬に関わる任命と言えよう。諸王の監護使者への任命例をみると、諸王が任命されるのは親王・内親王の場合がほとんどで、親王・内親王以外に対して任命されたのは、具大養橘宿祢三千代の際の高安王と藤原朝臣旅子の際の志野野王の二例、逆に親王・内親王で監護使者が諸王ではなかった例は穂積親王・田形内親王・能登内親王の三例で、その他九例は親王・内親王の監護使者に必ず一人は諸王が任命されている。この監護使者任命の傾向を考慮すれば、諸王の任命はやはり天皇近親であることが最大の理由であると思われる。

真人姓氏族も諸王とともに文武三年の山陵営造・天平六年の山陵検分にも派遣されるなど、諸王と同様に、皇親氏族であることが重用の理由であったと考えられる。皇親氏族は殯庭儀礼の中でも最も重要な、日嗣の誄を奏上する役割を担っていた。ただし真人姓氏族の中でも、とりわけ多治比真人が重用されていた理由については不明である。

その他の氏族については、大きく分けて二つの特徴がある。まず第一は阿倍朝臣・紀朝臣のように伝統的な食膳奉仕氏族が重用されている点である。阿倍氏が食膳奉仕氏族であることは、そのウジ名「あへ」が食物供献に関わる「饗（あえ）」に由来していることに端的に表れている。また大嘗祭に際して悠紀の御膳に供奉した膳部・采女・卜部・水部（もひとり）などを統率していたこと、大嘗祭の際に演じられた吉志舞を奏することになっていった点などからも、食物供献と深い関わりをもっていたことがうかがえる。

紀氏は天武天皇の殯庭に奠を奉った紀朝臣真人が「奉膳」であった他、奈良時代にも大膳職の大夫に一名、亮に一名、大炊寮の頭に三名が補任されるなど、食膳関係官司の長官・次官を多く輩出している。奈良時代に食膳関係官司の長官・次官を五名以上輩出した氏族は他に高橋朝臣の

表2 『続日本紀』における監護使者・弔使一覧

年月日	薨卒者		監護喪(葬)事			宣詔・贈位官・贈贈			出典			
	官職	位階	氏名	派遣内容	官職	位階	氏名	内容		官職	位階	氏名
文武三年七月癸酉		淨廣式	弓削皇子	監護喪事		淨廣肆	大石王					統紀卷一
大宝元年正月己丑	大納言	正廣參	大伴宿祢御行	監護喪事		直廣參	路真人大人					統紀卷二
大宝元年正月癸卯		直廣老	縣大養宿祢大侶			直廣肆	櫻井朝臣倭麻呂	宣詔・贈位		直廣老	藤原朝臣不比等	統紀卷二
大宝元年七月壬辰	左大臣	正二位	多治比真人嶋	監護喪事	右少弁 治部少輔	從五位下 從五位下	波多朝臣広足 大宅朝臣金弓	宣詔・贈贈	(大納言)	三品 正三位	刑部親王 石上朝臣麻呂	統紀卷二
大宝三年閏四月辛酉	右大臣	從二位	阿倍朝臣御主人					贈贈	(大納言)	正三位	石上朝臣麻呂	統紀卷三
慶雲二年五月丙戌		三品	忍壁親王	監護喪事								統紀卷三
靈龜元年七月丙午	知太政官事	一品	穗積親王	監護喪事		從四位下 從五位上	石上朝臣豊庭 小野朝臣馬美					統紀卷六
靈龜二年八月甲寅		二品	志貴親王	監護喪事		從四位下 正五位下	六人部王 縣大養宿祢筑紫					統紀卷七
養老元年三月癸卯	左大臣	正二位	石上朝臣麻呂					贈位・贈	式部卿 左大弁	正三位 從四位上	長屋王 多治比真人三宅麻呂	統紀卷七
養老四年八月癸未 (養老四年十月壬寅)	右大臣	正二位	藤原朝臣不比等					宣詔・贈位	大納言 中納言	正三位 正四位下	長屋王 大伴宿祢旅人	統紀卷八
神龜元年七月庚午	夫人	正三位	石川朝臣大藏比亮	監護喪事	(左大弁)	從三位 正四位下	阿倍朝臣広庭 石川朝臣石足	宣詔・贈位	中納言	正三位	大伴宿祢旅人	統紀卷九
神龜五年三月辛丑		二品	田形内親王	監護喪事	(左大弁)	從四位下	石川朝臣石足					統紀卷十
神龜五年十月壬午	僧正		義淵法師	監護喪事			治部官人	贈贈				統紀卷十
天平五年正月庚戌 (天平五年十二月辛酉)	内命婦	正三位	縣大養宿祢三千代	監護喪事	(衛門督)	從四位下	高安王	宣詔・贈位		一品 正三位 從三位 從三位 正四位下 一品	舍人親王 藤原朝臣武智麻呂 藤原朝臣宇合 鈴鹿王 大伴宿祢道足	統紀卷十一
天平七年九月壬午		一品	新田部親王	監護喪事		從四位下	高安王	弔使				統紀卷十二
天平七年十一月乙丑	知太政官事	一品	舍人親王	監護喪事		從三位	鈴鹿王	宣詔・贈官	中納言	正三位	多治比真人県守	統紀卷十二
天平九年七月丁酉	左大臣	正一位	藤原朝臣武智麻呂	監護喪事		從四位下	中臣朝臣名代	贈位・贈官	左大弁 右大弁	從三位 正四位下	橘宿祢諸兄 紀朝臣男入	統紀卷十二
天平十六年閏正月丁丑			安積親王	監護喪事	(刑部卿)	從四位下 從四位下 從四位上 從五位下	大市王 紀朝臣飯麻呂 紀朝臣飯麻呂 石川朝臣豊人					統紀卷十五
天平宝字元年正月乙卯	前左大臣	正一位	橘朝臣諸兄	監護喪事								統紀卷二十
天平宝字六年九月乙巳	御史大夫文部卿神祇伯	正三位	石川朝臣年足					贈贈	摂津大夫 信部大輔	從四位下 從五位上	佐伯宿祢今毛人 大伴宿祢家持	統紀卷二十四
天平神護二年三月丁卯	大納言	正三位	藤原朝臣真橘					弔使	民部卿兼勅旨大輔侍從 右少弁	正四位下 從五位上	藤原朝臣繩麻呂 大伴宿祢伯麻呂	統紀卷二十七
宝龜二年二月己酉	左大臣	正一位	藤原朝臣永手	監護喪事	(民部大輔) (左大弁) (右中弁)	正四位下 從四位下 從四位下	田中朝臣多太麻呂 佐伯宿祢今毛人 大伴宿祢伯麻呂	贈贈・官	中納言兼中務卿 員外中納言兼宮内卿右京大夫	正三位 正三位	文屋真人大市 石川朝臣豊成	統紀卷三十一
宝龜三年七月戊子		四品	衣籬内親王	監護喪事		從四位下 正五位上	桑原王 奈癸王					統紀卷三十二
宝龜四年十月丙辰		二品	難波内親王	監護喪事		從四位下 正四位下	桑原王 佐伯宿祢今毛人	弔使	大納言兼治部卿 中納言兼式部卿	從二位 從三位	文屋真人大市 石上朝臣宅嗣	統紀卷三十二
宝龜八年九月丙寅	内大臣	從二位	藤原朝臣良繼					贈位	中納言	從三位 從四位下	物部朝臣宅嗣 老師漢王	統紀卷三十四
宝龜九年五月癸酉		三品	坂合部内親王	監護喪事		從四位下	卷志濃王					統紀卷三十五
宝龜十年七月丙子	參議中衛大將兼式部卿	從三位	藤原朝臣百川					宣詔・贈位	大和守 治部少輔	從四位下 從五位下	石川朝臣豊人 阿倍朝臣誦奈麻呂	統紀卷三十五
宝龜十年十二月己酉	中納言兼勅旨御侍從	從三位	藤原朝臣繩麻呂					宣詔・贈位	大和守 治部大輔	從四位下 從五位上	石川朝臣豊人 藤原朝臣嗣雄	統紀卷三十五
天応元年二月丙午		三品	能登内親王	監護喪事	右大弁 刑部卿	正四位下 從四位下	大伴宿祢家持 石川朝臣豊人	宣詔	參議左大弁	正四位下	大伴宿祢伯麻呂	統紀卷三十六
天応元年十二月辛丑		三品	藤田親王	監護喪事		從四位上 從四位下 從四位下	卷志濃王 紀朝臣古佐美 石川朝臣垣守					統紀卷三十六
延暦三年十月乙未	尚藏兼尚侍	從三位	阿倍朝臣古美奈	監護喪事	左大弁兼皇后宮大夫 散位	從三位 從五位上 外從五位下	佐伯宿祢今毛人 当麻真人永嗣 松井連浄山					統紀卷三十八
延暦七年五月辛亥	夫人	從三位	藤原朝臣旅子	監護喪事	中納言兼中務卿 參議治部卿	正三位 正四位下	藤原朝臣小黑麻呂 卷志濃王	宣詔・贈位	中納言兼兵部卿皇后宮大夫 參議左大弁兼春宮大夫中衛中將	從三位 正四位下	石川朝臣名足 紀朝臣古佐美	統紀卷三十九

表2参考 『日本後紀』～『日本三代実録』における監護使者一覧

年月日	発卒者			監護喪(葬)事			出典	
	官職	位階	氏名	派遣内容	官職	位階		氏名
弘仁三年八月辛卯		无品	布勢内親王	監護喪事		從五位下 從五位下	弟村王 文室真人未嗣	後紀卷二十二
弘仁三年十月辛卯	右大臣	從二位	藤原朝臣内麻呂	監護喪事		從三位 從四位下	藤原朝臣繩主 藤原朝臣貞嗣	後紀卷二十二
弘仁六年六月癸亥 承和元年二月甲午		三品	業子内親王 明日香親王	監護喪事 監護喪事	刑部大輔 治部大輔	從四位下 從四位下	紀朝臣深江 和氣朝臣仲世	後紀卷二十四 続後紀卷三
承和元年五月壬申		无品	貞子内親王	監護喪事	勘解由長官 兵部少輔 常陸介 左京亮	從四位下 正五位下 從五位上 從五位下	藤原朝臣雄敏 安倍朝臣安仁 永野王 吉田宿禰書主	続後紀卷三
承和四年十月丁酉 承和六年六月己卯	右大臣 女御	從二位 從四位下	清原真人夏野 藤原朝臣沢子	監護喪事 監護喪事	右京大夫 少納言	從四位上 從五位下	藤原朝臣文山 藤原朝臣秋常	続後紀卷六 続後紀卷八
承和七年七月庚辰	右大臣皇太子傳	從二位	藤原朝臣三守	監護喪事	參議左大弁 式部大輔 散位 中務少輔	從四位下 從四位下 從五位上 從五位下	安倍朝臣安仁 藤原朝臣衛 藤原朝臣宗成 笠朝臣数道	続後紀卷九
承和八年四月丁巳		三品	高津内親王	監護喪事		從五位下 從四位下 從五位下 從五位下	美志真王 坂上大宿禰清野 藤原朝臣氏宗 林朝臣常繼	続後紀卷十
承和九年三月辛亥			恒統親王	監護喪事	勘解由長官 治部少輔 玄蕃頭 右京亮	從四位上 從五位上 從五位上 從五位下	和氣朝臣仲世 藤原朝臣菊池麿 有雄王 林朝臣常繼	続後紀卷十一
承和九年十月壬午	彈正尹	三品	阿保親王	監護喪事		從四位上 從四位下 從五位上 從五位下	藤原朝臣助 田口朝臣依波主 藤原朝臣宗成 路真人永名	続後紀卷十二
承和十四年二月戊寅		无品	時子内親王	監護喪事	兵部大輔 彈正大弼 兵部少輔 左京亮	從四位下 從四位上 從五位下 從五位下	豊江王 橘朝臣永名 大和真人吉直 飯高朝臣永雄	続後紀卷十七
承和十四年十二月庚戌	右大臣	從二位	橘朝臣氏公	監護喪事	參議式部大輔 治部大輔	從四位上 從四位下	滋野朝臣貞主 房世王	続後紀卷十七
承和十五年五月癸酉 嘉祥二年正月丁丑		无品 從二位	崇子内親王 百濟王慶命	監護喪事 監護喪事	兵部大輔	從四位下 從四位上 從五位下 從五位下	豊江王 美志真王 藤原朝臣緒数 飯高朝臣永雄	続後紀卷十八 続後紀卷十九
嘉祥三年二月甲戌		无品	秀子内親王	監護喪事	兵部大輔 木工頭 右京亮 左京亮	從四位上 從四位下 從五位上 從五位下	豊江王 興世朝臣書主 橘朝臣枝主 飯高朝臣永雄	続後紀卷二十
嘉祥三年四月己酉 貞觀六年八月三日丁巳	太宰帥 女御	三品 正三位	葛井親王 藤原朝臣貞子	監護喪事 監護喪事	參議大藏卿 散位	正四位下 從四位下	源朝臣生 弘宗王	文実卷一 三実卷九

八名があるのみで、紀氏はそれに次ぐ人数であること、また大膳職の大夫に補任されているのはほとんどが諸王である中で、一名だけ紀氏が選出されていることから、紀氏が
大化前代から大王の食膳に奉仕していた公算が高いと推測されている。⁽⁴⁵⁾

第二の特徴は、大伴宿禰・佐伯宿禰・石上朝臣らのように、伝統的な軍事的伴造氏族が任命されている点である。大伴氏は軍事的伴造氏族の雄で、国造・地方豪族からなる鞍負や、同族の佐伯連(のち宿禰)、配下の来目直らを従えて天皇と皇居を守り、また宮城の諸門の守衛を務めた氏族らを指揮下におさめていた。

佐伯氏は大伴氏と同祖で、『新撰姓氏録』左京神別中には、大伴・佐伯の二氏が左右に分かれ衛門と開闔を掌ることになった伝承が載る他、門号氏族として宮城の佐伯門(のちの藻壁門)を守衛していた。

石上氏はもともと、これもまた軍事的伴造氏族の雄である物部連である。石上氏は奈良時代以降、同族朴井氏とともに元日・大嘗祭の朝儀に際し、廷内に楯杵を樹てて威儀を整える役を務めることになっていたが、これは軍事的氏族の物部氏が負っていた旧習に由来すると思われる。

なお阿倍氏・紀氏も軍事面での活躍がうか

表3 『続日本紀』における葬司・監護使者・弔使複数回任官者一覧

人名	任官司								葬司	監護	弔使
石上麻呂	多治比嶋弔	阿倍御主人弔									2
広瀬王	持統垣	持統装							2		
佐伯宿祢百足	持統殯	文武殯							2		
引田(阿倍)朝臣宿奈麻呂	持統垣	文武殯							2		
民忌寸比良夫	持統垣	文武山							2		
徳積親王	持統殯	持統装							2		
土師宿祢馬手	持統殯	文武山							2		
志紀親王	持統殯	文武殯							2		
犬上王	持統殯	文武殯	文武装						3		
黄文連本実	文武殯	文武装							2		
多治比真人三宅麻呂	文武装	石上麻呂弔							1		1
路真人大人	弓削皇子監	持統殯							1	1	
刑部親王	多治比嶋弔	持統垣							1		1
長屋王	石上麻呂弔	藤原不比等弔	元明装						1		2
大伴宿祢旅人	石上大薙比売弔	藤原不比等弔	元明山						1		2
藤原朝臣武智麻呂	元明装	県大薙橋三千代弔							1		1
石川朝臣石足	石川朝臣大薙比売監	田形内親王監								2	
舍人親王	県大薙橋三千代弔	新田部親王弔									2
高安王	県大薙橋三千代監	新田部親王監							2		
鈴鹿王	県大薙橋三千代弔	舍人親王監							1		1
橘朝臣諸兄	藤原武智麻呂弔	宮子装							1		1
紀朝臣飯麻呂	安積親王監	元正山	橘諸兄監						1	2	
大市王(文室真人大市)	安積親王監	元正装	宮子山	称徳装	藤原永手弔	難波内親王弔			3	1	2
智努王(文室真人智努)	元正装	宮子装	聖武装	光明山					4		
紀朝臣麻呂	元正装	宮子装							2		
黄文王	元正装	聖武装							2		
阿倍朝臣嶋麻呂	元正装	光明装							2		
安宿王	宮子装	聖武装							2		
多治比真人国人	宮子装	聖武装							2		
阿倍(安倍)朝臣毛人	宮子装	称徳山							2		
石川朝臣豊成	宮子装	聖武装	光明前	称徳山	藤原永手弔				4		1
藤原朝臣永手	宮子山	聖武装	光明装						3		
藤原朝臣豊成	宮子山	聖武装							2		
多治比真人広足	宮子山	聖武山							2		
大伴宿祢古麻呂	宮子山	聖武山							2		
池田王(親王)	宮子山	光明山							2		
塩焼王(氷上真人塩焼)	聖武山	光明前	光仁山						3		
高麗(高倉)朝臣福信	聖武山	称徳装	光仁山						3		
佐伯宿祢今毛人	宮子山	聖武山	光明山	石川年足弔	称徳山	藤原永手監	難波内親王監	阿倍古美奈監	4	3	1
大伴宿祢伯麻呂	聖武山	藤原真槌弔	藤原永手監	能登内親王弔	光仁装				2	1	2
大蔵忌寸麻呂	聖武方	光明装							2		
白壁王	光明山	光明前							2		
大伴宿祢家持	石川年足弔	光仁山	能登内親王監						1	1	1
田中朝臣多太麻呂	藤原永手監	称徳山							1	1	
藤原朝臣家依	称徳装	光仁装							2		
葛井連道依	称徳装	光仁装							2		
石川朝臣豊人	橘諸兄監	称徳路	藤原百川弔	藤原繩麻呂弔	能登内親王監	光仁山			2	2	1
藤原朝臣魚名	称徳前	称徳前							2		
藤原朝臣繼繩	称徳前	新笠装	乙牟漏装						3		
桑原王	称徳前	衣縫内親王監	難波内親王監						1	2	
奈癸王	称徳山	衣縫内親王監							1	1	
石川朝臣垣守	称徳装	稗田親王監	光仁方						2	1	
石上(物部)朝臣宅繼	難波内親王弔	藤原良繼弔									2
藤原朝臣小黑麻呂	光仁装	新笠山	乙牟漏山	藤原旅子監					3	1	
文室真人与企	光仁装	新笠装							2		
文室真人高嶋	光仁山	乙牟漏山							2		
文室真人八嶋	光仁方	新笠山	乙牟漏山						2		
文室真人忍坂麻呂	光仁路	新笠山							3		
石川朝臣名足	光仁装	藤原旅子弔							1		1
神王	新笠装	乙牟漏装							2		
当麻王	新笠装	乙牟漏装							2		
氣多王	新笠装	乙牟漏装							2		
広上王	新笠装	乙牟漏装							2		
紀朝臣古佐美	稗田親王監	藤原旅子弔	新笠装	乙牟漏装					2	1	1
石上朝臣家成	新笠装	乙牟漏装							2		
藤原朝臣普繼	新笠装	乙牟漏山							2		
藤原朝臣黑麻呂	新笠装	乙牟漏装							2		
桑原公足床	新笠装	乙牟漏装							2		
中臣栗原連子公	新笠装	乙牟漏装							2		
岩志濃王	藤原良繼弔	坂合部内親王監	稗田親王監	藤原旅子監	新笠山	乙牟漏山			2	3	1
大庭王	新笠山	乙牟漏山							2		
藤原朝臣真友	新笠山	乙牟漏山							2		
多治比真人賀智	新笠装	乙牟漏装							2		
林連浦海	新笠装	乙牟漏装							2		
巨勢朝臣嶋人	新笠路	乙牟漏路							2		
丹比宿祢真淨	新笠路	乙牟漏路							2		

* 『続日本紀』の事例を対象とする。

* 任官司における略称

御装束司・装束・御装司・御葬司一装 / 山作司・造山司・造山陵司一山
 養役夫司・養民司一養 / 作路司一路 / 作方相司一方 / 前後次第司一前

表4 『続日本紀』における
氏族別葬司・監護使者・
弔詞複数回任命者数
(1名の氏族は切り捨て)

氏族名	人数
諸王 (*1)	23
藤原朝臣	9
石川朝臣	5
親王	5
大伴宿祢	4
多治比真人	4
石上朝臣	3
紀朝臣	3
阿倍朝臣	3
佐伯宿祢	2

(*1) 文室真人・氷上真人を含む

がえる。阿倍氏には蝦夷征討で活躍した阿倍臣比羅夫がおり、紀氏からは征越後蝦夷副將軍の諸人、近衛大将の船守、陸奥按察使兼鎮守副將軍の広純など、軍事方面で活躍する人材を多く輩出している。

このように葬司に重用される氏族の多くは、食膳奉仕・宮城守衛など天皇内廷に関わる職掌を担っていた。さらに言えば食膳奉仕・宮城守衛といった職掌は、実は第一節で確認した、七世紀までに行われてきた喪葬儀礼とも深く関わりを持つ。殯宮内・殯庭ともに食膳の献上儀礼が行われ、特に殯宮内では酒食の献上が最も大きな意味を持っていた。紀氏・阿倍氏は重任者の数こそ多くはないものの、任命者の数では紀氏は十三名と諸王・藤原氏に次ぐ多さであり、阿倍氏の八名も紀氏の次に多い。このことは喪葬儀礼において食膳が最も重要な役割を担っていたことと対応している。なお天武天皇の殯庭に「奉膳紀朝臣真人」が奠を奉った事例は、食膳関係司がそのまま喪葬儀礼でも奉仕を行っていたことを表している。

また敏達天皇の殯宮の事例から、殯宮が警護されていたことを確認したが、殯宮内には遺体に付き従って奉仕する数名を除いて余人は入ることが出来なかったこと、特に殯の時期は、埋葬が終わって次の天皇が即位するまで王位が空白となり、政治的緊張が高まる時期であることもあって、殯宮には必ず守衛がいたものと考えられる。敏達殯宮では三輪

表5 『続日本紀』における氏族別葬司・監護使者・弔使任命者数一覧(任命者数合計2名以下は切り捨て)

氏族名	葬司任命者数	葬司のべ人数	監護使者任命者数	監護使者のべ人数	弔使任命者数	弔使のべ人数	任命者数合計	のべ人数合計
諸王 (*1)	36	60	8	12	5	7	41	79
藤原朝臣	20	32	1	1	5	5	24	38
石川朝臣	5	9	3	5	3	4	6	18
紀朝臣	12	13	2	3	2	2	13	18
大伴宿祢	5	7	2	3	4	6	6	16
佐伯宿祢	3	7	1	3	1	1	3	11
阿倍朝臣	6	9	1	1	1	1	8	11
多治比真人	7	10	0	0	2	2	8	12
石上朝臣	3	4	1	1	2	4	5	9
小野朝臣	2	2	1	1	0	0	3	3

(*1) 文室真人・氷上真人を含む

君逆の命によって隼人が守衛の任に当たっていたが、おそらく大伴・佐伯らの軍事氏族もまた、殯宮守衛に関与していた可能性が高い。

以上の事から葬司選定の基準をまとめると、天皇の親族である諸王や皇親氏族、そして内廷に関わる職掌を担う氏族が優先的に選定されていたが、彼らはもともと天皇の喪葬儀礼において、食膳献上や殯宮守衛などそれぞれ重要な役割を果たしていた。葬司の職掌は第二節で確認したとおりであり、彼ら氏族が果たしてきた役割と、直接的に結びつくものではない。しかしながら喪葬儀礼に以前から関わっていたこと自体が、葬司の任命において重要な意味を持っていたのではないだろうか。それは藤原氏の任命のされ方にも見て取ることが出来る。表4・5では藤原氏の任命者数は群を抜いて多いが、各天皇大葬の葬司の任命状況を詳細に見ていくと、持統大葬では藤原氏の任命は無く、文武・元明・元正もそれぞれ一人と決して多くはない。それが宮子・聖武大葬時には二名になり、光明子以降はさらにその数が増えている。これはやはり藤原氏が天皇外戚となったこと、さらに氏族としての勢力が伸張したことが大きく影響しているためで、当初から葬司に優先的に任命されていたわけではなかった。このことは監護使者の任命に端的に表れている。藤原氏が延暦七年の藤原旅子葬儀まで監護使者任命がなかったことは、藤原氏がもともとは喪葬儀礼に深く関わっていなかったことが、大きく影響していると考えられるのである。

なお葬司を多く輩出している氏族に石川朝臣もいるが、石川氏は蘇我氏傍流であり、他の氏族のように七世紀以前から喪葬儀礼に関与していた明証はない。だが前述の文武三年の山陵修造のために派遣された使者の中に田中朝臣法麻呂と小治田朝臣当麻がおり、彼らが石川朝臣と同じく武内宿禰後裔氏族であることは注目すべきであろう。武内宿禰は筑紫檀日宮にて崩御した仲哀天皇の遺体を、ひそかに穴門豊浦宮に遷して殯した人物として伝えられていること⁽⁴⁶⁾もあり、やはり何らかの形で武内宿

禰後裔氏族が喪葬儀礼に関わっていた可能性はあろう。

④ 土師氏の職掌の変遷

葬司に任命された人物を見ると、一点気になることがある。それは喪葬儀礼を職掌としていた土師氏の葬司任命が、驚くほど少ないことである。土師氏の中で葬司に任命されたのは、持統の造御竈副長官と文武の造山陵司に任命された土師宿禰馬手のみで、監護使者の任命は一人もない。前節でみたように、葬司には以前から喪葬儀礼に関わっていた氏族が優先的に任命される傾向にあるにも関わらず、土師氏の任命がほとんど見られないのは何故か。土師氏は奈良時代には早くも喪葬儀礼に関わらなくなってしまったのだろうか。

監護使者に土師氏が任命されている例はないものの、監護使者の派遣を定めた喪葬令百官在職条には治部省の官人の監護使者派遣とは別に、「三位以上及皇親、皆土部示_三礼制_二」と規定されており、「土部」については、古記・令釈がいずれも土師宿禰を指すとしている。また職員令諸陵司条には「土部十人」が選定されることになっており、その職掌は「掌_三贊_二相凶礼_一」とされている。この意味については義解と穴記にやや詳しい解釈が載っており、義解は「謂凶礼者、送終之礼、即土師宿禰、年位高進者為_二大連_一、其次為_二小連_一、並紫衣刀劔」と述べ、穴記は「贊_三相凶礼_二者、就手治_三死者_二也」とする。刀劔を持つこと、遺体に手ずから奉仕することなど、ここで述べられている土師氏の姿は、殯宮内で奉仕する遊部の姿と重なる。

また土師氏が奈良時代にも引き続き喪葬儀礼に関与していたことは、天応元年（七八一）の菅原改姓の上奏⁽⁴⁷⁾や延暦十六年（七九七）の太政官符⁽⁴⁸⁾にうかがうことができる。天応元年の上奏では「今則不然、專預_二凶儀_一」と述べているように、この頃土師氏は「凶儀」に携わっていた。

さらに延暦十六年太政官符では土師宿祢等が凶儀に預かる事を停止するよう求め、「臣等伏望、永從^三停止、縦有^三吉凶、同^三於諸氏、其殯宮御膳誅人長、及年終奉幣諸陵使者、普扱^三所司及左右大舍人雜色人等^三充之」(傍線筆者)と訴えていることから、この頃土師氏が職掌としていたのは「凶儀」の中でも「殯宮御膳誅人長」であったことがわかる。この「殯宮御膳」とは、まさしく遊部が行っていた職掌である。つまり土師氏は八世紀には葬司や監護使者といった表舞台ではなく、殯宮内で遺体に対する儀礼を行う役割を担っていたのである。殯宮は文武大葬を最後に設置されなくなり、以後は埋葬までの期間も短くなったが、それでも埋葬までには数日を要す。その間の遺体に対する食膳献上などの儀礼を土師氏は行っていたのである。

それでは遊部はどうなったのであろうか。ここで注目したいのは、遊部に関する唯一の記述である喪葬令親王一品条である。親王一品条は葬送の列に必要な葬具を規定したものである。遊部は葬具に関する条文の中で取り上げられているのである。つまりこの条文の遊部と古記が語る遊部の姿とは、すでに乖離している。さらに言えば、古記が遊部に言及しているということは、大宝令にすでに「遊部」の語が条文に含まれていたことを意味しており、すなわち遊部は大宝令が制定された八世紀初頭には、すでに葬列に供奉すべきものと認識されていた可能性が高い。

八世紀初めにはすでに土師氏が遊部の役割を担っており、一方の遊部は葬列へと活動の場を移していたとすると、こうした職掌の変化はいっ頃起きたのであろうか。第一節で、土師氏が六世紀後半に埴輪製作から喪葬儀礼を管掌するようになったことを指摘したが、そうした土師氏の活動を示す記事には「殯事」「喪」を掌ると書かれていた。「喪」は広義には喪葬儀礼全般を指す用語であるが、具体的には死んでから埋葬までの期間を指す場合が多い。⁽⁴⁹⁾つまり「喪」も「殯」も同義であり、六世紀後半以降、土師氏は喪葬儀礼の中でも主に殯儀礼を管掌するようになった

ていったと考えられる。⁽⁵⁰⁾そうすると土師氏と遊部の職掌の変化はこの頃から始まっていったと言える。

その後土師氏は八世紀末までは、一貫して殯宮儀礼に関わっていたが、遊部はどうなったのか、簡単に私見を述べておきたい。喪葬令親王一品条古記は、遊部の伝承を述べた最後に「但此条遊部、謂野中古市人歌垣之類是」と述べる。この一文の解釈については、単に葬列に参加する遊部の姿が野中古市人歌垣と似ていたとする説⁽⁵¹⁾、野中古市人歌垣と遊部がともに喪葬儀礼に携わっていたとする併存説⁽⁵²⁾、葬列への参加が遊部から野中古市人歌垣へと交代したとする説⁽⁵³⁾、遊部が野中古市人歌垣に参加していたとする説⁽⁵⁴⁾など様々な説が提唱されており、未だ定説を見ない状況である。遊部と野中古市人歌垣との関係については、より詳細な検討が必要であり、それは今後の課題としたいが、親王一品条の「遊部」の語に対する古記以外の注釈がいずれも具体性を欠いていることや、古記においても葬列に供奉する遊部の姿については具体的な記述がないことなどから、古記が書かれた天平十年頃(七三八)⁽⁵⁵⁾には、すでに野中古市人歌垣が遊部に代わって葬列に供奉していたものと考えておきたい。

おわりに

七世紀から八世紀にかけて喪葬儀礼が大きく変化する中で、臨時官司である葬司が設けられるようになり、喪葬儀礼への奉仕の形態も大きく変化したように見受けられる。しかしながら葬司の任命には、実際は前代からの喪葬儀礼の影響が強く残り、喪葬儀礼に供奉する役割を担っていた氏族が多く選定されていた。また土師氏も六世紀後半から一貫して天皇の遺体に奉仕する役割を担い続けていた。

ただし土師氏とはかく他の氏族においては、葬司として課せられた役割は、決してそれ以前の喪葬儀礼に供奉していた時の職掌と同じでは

ない。それでもなお喪葬儀礼に携わり続けたのは何故であろうか。

彼らはもとも内廷に仕える職掌を担った氏族であり、喪葬儀礼への供奉はこの延長線上に位置づけられる。つまり彼らは諸王・皇親氏族とやや役割は異なるものの、天皇の「ミウチ」的な立場として、喪葬儀礼に供奉したのではないだろうか。天皇大葬は国家的な儀礼であると同時に、天皇という一人の人間のための「家」の儀礼でもあったのである。⁽⁶⁾

しかしながら九世紀に入るとそうした状況に変化が訪れる。表1の葬司任命者一覧、表2の監護使者任命者一覧には、『続日本紀』の他に『日本後紀』から『日本三代実録』までの事例も付載したが、そこには石川朝臣・大伴宿祢・石上朝臣・紀朝臣・多治比真人・佐伯宿祢・阿倍朝臣といった、八世紀に葬司や監護使者に多く任命されていた氏族の名前が非常に少なくなる。八世紀末から九世紀初めにかけて盛んに改賜姓が行われ、氏族再編がなされた。土師氏もこの時期に改賜姓を求め、喪葬儀礼専掌氏族という立場からの脱却を図っている。こうした状況に至って、彼らは天皇の「ミウチ」的立場を離れ、葬司の任命も減っていったのである。

だがその一方で、諸王や真人・源氏といった皇親氏族の葬司任命は、依然として多くあり続けた。喪葬儀礼が変化し続ける中で、天皇大葬は常に「家」の儀礼という側面を持ち続けたのである。

註

- (1) 天聖令は宋代の令ではあるものの、唐令を基として修成されたものであり、さらに継受しなかった唐令条文を付録として収載している。池田温「唐令と日本令(三) 唐令復原研究の新段階―戴建國氏の天聖令殘本発見研究」『創価大学人文論集』第十二号 二〇〇〇年。
- (2) 条文番号については、岩波思想大系「律令」付載の番号に依った。
- (3) 本稿では天皇大葬時に任命される臨時官司を一括して「葬司」と称する。
- (4) 虎尾達哉「上代監喪使者―唐令監喪規定の継受と実態」『史林』第六八巻第六号、一九八五年、同「上代葬司の任用をめぐって―律令政治社会管見」『鹿児島大学法文学部紀要人文科学論集』通号二十五号、一九八七年、石井輝義「喪葬遣使について」『古代史研究』十五号、一九九八年、拙稿「続日本紀」における「監護喪事」と「監護葬事」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四七輯・第四分冊、二〇〇一年。
- (5) 金子修一他「大唐元陵儀注」試釈『山梨大学人間科学部紀要』(一)第三巻二号、二〇〇二年、(二)第四巻二号、二〇〇二年、(三)第五巻二号、二〇〇三年、(四)第六巻二号、二〇〇四年、(五)第七巻二号、二〇〇五年、(六)『國學院大學大学院紀要』(文学部)第三十八輯、二〇〇七年、(七)『國學院大學文学部共同研究費「東アジアにおける王権の比較研究」シンポジウム「東アジア世界における王権の様態―陵墓・王権儀礼の視点から」報告集』國學院大學文学部古代王権研究会、二〇〇七年。来村多加史「唐代皇帝陵の研究」学生社、二〇〇一年、参照。
- (6) 前掲「大唐元陵儀注」試釈(三)「(9)「小斂」」註釈(四)「(五)参照」。
- (7) 例えば『日本書紀』持統元年(六八七)十月壬子条には、天武天皇の山陵の造営を開始した記事があるが、この時には皇太子(草壁皇子)が主導しており、山陵司などが任命された形跡はない。
- (8) 『続日本紀』大宝三年十月丁卯条。
- (9) 和田萃「殯の基礎的研究」『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』上、塙書房、一九九五年(初出一九六九年)。
- (10) 『日本書紀』敏達十四年八月己亥条。
- (11) 『日本書紀』朱鳥元年九月丙午条、持統二年十一月乙丑条。なお天武天皇の殯庭儀礼については、安井良三「天武天皇の葬礼考―『日本書紀』記載の仏教関係記事―」『日本書紀研究』第一冊、一九六四年にて検討されている。
- (12) 『日本書紀』皇極元年十二月乙未条、持統二年十一月乙丑条。なお、当麻真人智徳は持統太上天皇・文武天皇の時にも、葬儀の最後に諸王・諸臣を率いて誄を奉っており(『続日本紀』大宝三年十二月癸酉条・慶雲四年十一月丙午条)、こゝ

でも日嗣の詠を奏上したものと考えられる。

(13) 『古事記』 応神記。

(14) 『日本書紀』 用明元年正月壬子条。

(15) 『日本書紀』 朱鳥元年九月甲子条。

(16) 『日本書紀』 持統元年正月丙寅条。

(17) 和田萃「殯宮儀礼の再分析」『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』上、所収(初出一九八〇年)。

(18) 『日本書紀』 持統元年八月丙申条・持統二年八月丙申条。

(19) 『日本書紀』 持統元年八月丙申条。

(20) 前掲註(7) 参照。

(21) 『日本書紀』 白雉五年十月壬子条。

(22) 『日本書紀』 推古十一年二月丙子条。

(23) 『日本書紀』 皇極二年九月癸巳条。

(24) 『日本書紀』 垂仁三十二年七月己卯条。

(25) 土師氏の本拠地の一つであると目されている河内国志紀郡土師郷の道明寺(もとは土師氏の氏寺である「土師寺」)付近から十一基の埴輪窯が出土している。

野上文助「埴輪生産をめぐる諸問題」『考古学雑誌』第六一巻第三号、一九七六年、大阪府教育委員会『土師の里遺跡発掘調査概報』一九七九年、藤井寺市教育委員会『石川流域遺跡群発掘調査概要Ⅱ』一九八七年、同『石川流域遺跡群発掘調査概報Ⅵ』一九九一年。なお土師氏の本拠地については、直木孝次郎「土師氏の研究」『日本古代の氏族と天皇』塙書房、一九六四年(初出一九六〇年)参照。

(26) 米沢康「土師氏の伝承と実態」『日本古代の神話と歴史』吉川弘文館、一九九二年(初出一九五八年)、小出義治「土師氏の伝承成立とその歴史的背景」『土師器と祭祀』雄山閣出版、一九九〇年(初出一九七六年)。

(27) 新谷尚紀「殯儀礼と遊部・土師氏」『生と死の民俗史』木耳社、一九八六年。

(28) 持統大葬には山作司が任命されていないが、持統は天武陵に合葬され、新たに山陵を築造する必要がなかったためである。

(29) 『大日本古文书』二五―付録三三。

(30) 『続日本紀』延暦八年十二月乙未条。

(31) 『続日本紀』延暦八年十二月丙申条。

(32) 『大日本古文书』一一六三。

「職符 東市司

瑠璃玉四口(径二寸、若無者壺一十許口)

右平三章其備、便付遺使坊令御母石勝、進送舍人親王葬裝束所、符到奉行

大進大津連船人

大属四比元孫

十一月廿日

なお舍人親王の死にあたっては、「監護葬事」として従三位鈴鹿王が派遣されているが、この「監護葬事」の実態が葬司と同様のものではなかったことは、当該史料からうかがえる。前掲註(4)参照。

(33) 長山泰孝「養民司と養役夫司」『続日本紀研究』第二〇〇号、一九七八年。

(34) 仁藤智子「行幸における従駕形態をめぐって」『平安初期の王権と官僚制』吉川弘文館、二〇〇〇年(初出一九八九年)。

(35) 文武大葬以降殯宮が作られなくなり、埋葬までの期間が短縮化したことが、大いに影響していると考えられる。拙稿註(4)参照。

(36) 『周礼』夏官司馬条。

(37) 上田早苗「方相氏の諸相」『権原考古学研究所論集第十集』吉川弘文館、一九八八年。

(38) 唐の葬送と日本の葬送との関連性については、稲田奈津子「奈良時代の天皇喪葬儀礼―大唐元陵儀注の検討を通して―」『東方学』第百十四輯、二〇〇七年に言及されている。

(39) 前掲註虎尾(4)「上代葬司の任用をめぐって」。

(40) 諸陵寮は当初は司であったが、天平元年に司から寮に改変されている(『続日本紀』天平元年八月癸亥条)。

(41) 『続日本紀』延暦元年八月己未条。

(42) 『続日本紀』延暦九年正月癸亥条。

(43) 『続日本紀』文武三年十月辛丑条。

(44) 『続日本紀』天平六年四月戊申条。

(45) 前之園亮「蘇我氏の同族」黛弘道編『古代を考える 蘇我氏と古代国家』吉川弘文館、一九九一年。

(46) 『日本書紀』仲哀天皇九年二月丁未条。

(47) 『続日本紀』天武元年六月壬子条。

(48) 『類聚三代格』卷十二、延暦十六年四月二十三日付太政官符。

(49) 拙稿註(4)論文。

(50) 新谷註(27)論文。

(51) 吉井嶺「河内飛鳥の渡来人と挽歌史」『天皇の系譜と神話』三、塙書房、一九九二年。五来重「遊部考」『仏教文学研究』(一)、法蔵館、一九六三年。

(52) 谷川健一「遊部の系譜―生と死の交錯する風景―」『日本民族文化とその周辺』新日本教育図書、一九八〇年。土橋寛「宮廷の歌舞」『講座日本の古代信仰第五巻 呪術と芸能』学生社、一九八〇年。

(53) 新井喜久夫「遊部考」『続日本紀研究』第九卷第九号、一九六二年。

(54) 新谷尚紀「古代天皇の葬送と殯宮」『日本人の葬儀』紀伊国屋書店、一九九二年。

(55) 古記の成立年代については井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」『律令』岩波書店、一九七六年、参照。

(56) 監護使者の派遣については、親王・内親王に諸王が派遣される事例以外は、基本的に使者と故人との血縁的關係は見出し難い。これは日本の監護使者の実態が葬司であり、天皇大葬に准ずる葬儀を行う目的で派遣されるため、天皇大葬の葬司に任命される氏族・人物が多く任命されたのであろう。

【追記】 本稿第三節は、二〇〇二年八月に行われた第三〇回古代史サマーセミナーでの口頭報告を基としている。当日は来場の方々から多くの御教示を賜った。ここに記して謝辞申し上げる。

(早稲田大学日本宗教文化研究所、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇〇七年三月三〇日受理、二〇〇七年九月一四日審査終了)

Officials Who Took Part in Funeral Rites in the Ancient Period

SAKAKI Keiko

Funeral rites in ancient Japan underwent substantial change from the 7th through 8th centuries. The roles of those who officiated at funerals also changed, as after the funeral of Emperor Jito official positions based on the shitokan system were temporarily established, such as one for overseeing the funeral adornments and one for looking after the mausoleum. Officials appointed to these positions came from specific clans, with imperial princes, members of the Fujiwara clan, Ishikawa no Ason, Otomo no Sukune, Isonokami no Ason, Ki no Ason, Tajihi no Mahito, Saeki Sukune and Abe no Ason frequently appointed to these positions.

So why were these clans frequently appointed to serve as funeral officials? Those related to the imperial family such as imperial princes and clans with high-ranking names under the “kabane” (e.g. Mahito) system were appointed because of their relationship with the imperial family. Although in the beginning members of the Fujiwara clan were hardly ever appointed to officiate at funerals, this became important when they came to be related to the imperial family through marriage.

Members of other clans originally served as officials who made food offerings to the deceased and who protected the palace, and had also assumed these roles for temporary imperial mortuary halls. It is believed that their participation in these roles led to their appointment as funeral officials. In other words, even though new posts for funeral officials were established amid the changes that were taking place to funeral rites, earlier funeral rites had a strong influence on official appointments.

Members of the Haji clan, which was well known for officiating at funerals, were mostly not appointed as funeral officials. In fact, from the middle of the 6th century onwards they assumed the role of managing the imperial mortuary halls and throughout the 8th century the services they provided included making food offerings to the deceased.